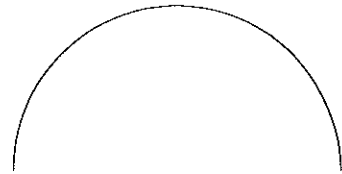


口座引落一時停止申請書

届書コード										
1571										
加入員番号										
6000										
生 年 月 日						氏 名				
5	昭 和		年		月		日			
(停 止 理 由)										

上記のとおり申請します。	
平成	年 月 日
司法書士国民年金基金 あて	
氏 名	印
住 所	
電 話	()

基 金 受 付 印



(ご注意) 金融機関からの引落は、この用紙が基金に到着する日付によって異なりますが概ね2ヵ月後の月初め(通常毎月1日)より停止いたします。

平成 年 月 日

様

司法書士国民年金基金

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3
司法書士会館4階
☎ 03-3341-2561
FAX 03-3341-4130

「口座引落一時停止申請書」の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じ上げます。平素より司法書士国民年金基金の事業運営について格段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

お申出のございました「口座引落一時停止申請書」をお送りいたしますので、ご査収ください。ご記入ご捺印の上、上記基金宛お送り下さい。掛金の引落は、基金に「申請書」の届く日付によって異なりますが、概ね2ヵ月後の月初め（通常毎月1日）より停止いたします。

なお、停止をなさらずに毎月の掛金を減額することもできますので、もう一度お考えのうえ申請書をお送りくださいますようお願い申し上げます。

不明な点がございましたらご連絡をください。

敬 具

※引落についてのご注意

緊急で次の引落に間に合わない場合、基金では対応ができません。次のどちらかの方法でお願いします。

- ①当日、お口座をの残高不足にする。この場合、金融機関によってはその日に数回引落を掛けますので、引落日はどんなに遅い時間でも残高不足にしておいてください。
- ②引落の金融機関の窓口で「〇月〇日の国民年金基金の掛金、金額〇〇円の引落1回分を停止してほしい」旨を伝えると、「口座振替停止依頼書」等の書類にご記入・ご捺印（お口座の印）することにより引落を止めることが可能な場合があります。